

令和5年7月吉日

長野県登録手話通訳者 各位

社会福祉法人長野県聴覚障害者協会
理事長 松原 武

2023(令和5)年度「手話通訳士等研修」補助事業の実施 及び
「第34回(令和5年度)手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)」受験者対象研修について

日頃、当協会の事業運営に温かいご理解とご支援を賜り、感謝申し上げます。

長野県では、県登録手話通訳者である手話通訳士を対象に、専門分野(司法、政見放送など)で求められる知識・技術を深めるための研修の受講に補助を行います。

また、手話通訳士の資格取得を目指す手話通訳者を対象に、個別に実技研修を行います。

希望する方は、下記1・2をお読みになり、ふるってお申し込みください。

1. 受講補助申請について

(1)対象となる研修(※令和6年3月10日までに実施されるもの)

- ア)社会福祉法人全国手話研修センター<厚生労働省委託事業>「手話通訳士現任研修」
- イ)日本手話通訳士協会主催「研修Ⅱ(司法)」
- ウ)「政見放送手話通訳士研修会」(※次の4団体が主催するもの。総務省、三団体政見放送検討委員会、日本手話通訳士協会、国立障害者リハビリテーションセンター学院)
- エ)国立障害者リハビリテーションセンター学院主催「手話通訳士専門研修会」

(2)補助の内容

- ・受講に係る受講料と交通費(※上限1万円まで。1万円を下回る場合は実費)に対し補助する。(※受講料無料の場合は、交通費が補助の対象になります。)
- ・補助の割合は申込状況による。
- ・補助を申し込むことができる研修は1つまでとする。

(3)補助の申込方法・支給決定

- ・補助を受けることを希望する者は、受講料の振込み後、受講補助申請書(様式1)に入金を証明できる文書を添えて、社会福祉法人長野県聴覚障害者協会に申し込む。【申込〆切 令和6年3月9日(土)】
- ・対象となる研修を受講後、修了証の写しと交通費の領収証(裏面に氏名を記入)、支払指示書(様式2、協会HPから取得)を協会に提出する。【提出期限 令和6年3月13日(水)必着】
- ・修了できなかった場合は補助の対象とならない。
- ・受講を取りやめた場合や修了条件を満たせなかった場合は、速やかに申し出る。

2. 手話通訳士試験受験者対象研修について

(1) 対象者

- ・第34回(令和5年度)手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)を受験する者

(2) 研修の内容

- ・1人1時間くらいで、実技試験と同様の環境で練習できる場を提供する。
- ・申込者の希望により、評価・アドバイスを行う。

ア) 読取り通訳

- ・教材映像素材の提供
- ・読取り通訳練習環境の提供(会場、機材)
- ・評価、アドバイス(希望者のみ)

イ) 聞取り通訳

- ・教材文章(過去問題など)の提供
- ・聞取り通訳練習のビデオ撮影、再生機器の貸出
- ・評価、アドバイス(希望者のみ)

(3) 研修実施期間

令和5年8月1日(火)～9月30日(土) ※月曜・第二火曜・祝休日の翌日、9/9(土)、9/15(金)を除く

(4) 会場

- ・長野県障がい者福祉センター「サンアップル」会議室
- ・申込みを受けて、協会が会場を予約調整する。

(5) 申込方法・受講の流れ

- ・受講希望者は、「研修受講申込書」(様式3)に記入し、社会福祉法人長野県聴覚障害者協会に申し込む。
【申込〆切 令和5年8月10日(木)】
- ・受講希望者は、(3)の期間中から、受講希望日時を候補日3日ほど選定し、申込書に記入する。
- ・協会は、日時・会場を決定し、申込者に連絡する。

(6) その他

- ・協会は、申込者のプライバシーに配慮して研修を行う。
- ・協会は、申込者の当日受験状況や合否結果については一切関知しない。

【申込み・お問合せ先】

社会福祉法人長野県聴覚障害者協会

〒381-0008 長野市下駒沢586

Tel.026-295-3612 Fax.026-295-3610

Eメール info@33nagano.com

ホームページ <https://www.33nagano.com>